

資料 6

精神保健判定医、精神保健参与員、鑑定医関係

精神保健判定医、精神保健参与員の推薦

精神保健判定医：精神保健審判員・鑑定医として必要な学識経験を有する医師

・精神保健審判員：審判において裁判官と共に合議体を形成し、対象者の処遇を決定

・鑑定医：審判手続きにおいて対象者の精神障害の有無、医療の要否を鑑定

精神保健参与員：審判において精神保健福祉の観点から必要な意見を述べる者

各々、予め厚生労働大臣が作成した名簿の中から、各事件毎に裁判所が任命(指定)

今後の進め方

7月 9日 判定医・参与員に係る名簿登載の推薦基準を提示(推薦依頼)

8月31日 各都道府県は、各指定医・精神保健福祉士の同意の上、名簿に登載すべき候補者を推薦し厚生労働省に提出

10月以降 研修の実施(全国主要都市で開催)

厚生労働省(本省と地方厚生局の分担は別途整理)は、被推薦者から文書による同意を得て、名簿を作成し、最高裁判所等へ送付。

(推薦にあたっての留意点)

最高裁判所によれば、各地方裁判所は、名簿の中から、自庁の所在する都道府県が記載されている者の中から精神保健審判員候補者を選任する予定とのことであるので、推薦に当たっては、最終的に名簿に登載された場合、推薦した都道府県に所在する地方裁判所において職務を行うことが予定されていることを説明の上、内諾を得られたい。

医療観察法には精神保健審判員の欠格事由が規定されています。また、明文の規定はないものの、精神保健審判員や精神保健参与員になるためには日本国籍を有する者でなければならぬ可能性もあります。しかしながら、今回の推薦に当たっては、これらの事由を確認いただく必要はありません。

なお、欠格事由該当性の確認や日本国籍の有無の確認を行う具体的方法や時期については、関係省庁と調整中です。

精神保健判定医に係る今回の推薦基準

1. 推薦基準

精神保健福祉法第18条に基づく精神保健指定医の指定を受けて5年以上経過している者で、かつ精神保健福祉法第27条第1項に基づく診察を直近2年間で1件以上行った実績のある者。

上記の指定年数については、平成17年3月31日を基準日として計算する。

上記の診察実績については、次のどちらかから判断する。

- ・ 平成14年度及び平成15年度の2年間における実績
- ・ 平成16年度実績（見込み）

の実績に準ずると厚生労働大臣が認める者という考えもあるので、
に対応しないが特に推薦したい者がいれば、その経歴、医療実績等についての情報を添えて推薦されたい。

2. 推薦枠

約40万人に1人の割合で各都道府県の人口に比例して確保するが、5人に満たない都道府県は5人とする。

民間推薦枠8割、国公立推薦枠2割とする。

推薦枠の根拠

5年以上の経験を有する精神保健指定医について、民間病院に勤務している者と国公立病院に勤務している者の比率が、約8：2となっていることによる。

精神保健参与員に係る今回の推薦基準

1. 推薦基準

精神保健福祉士として5年以上の実務経験を有する者。

上記の実務経験年数については、平成17年3月31日を基準日として計算する。

精神保健福祉士法施行前における精神保健福祉士業務に準ずる実務経験を、このルールにおける実務経験として通算することができる。

2. 推薦枠

約40万人に1人の割合で各都道府県の人口に比例して確保するが、5人に満たない都道府県は5人とする。

民間推薦枠8割、国公立推薦枠2割とする。

推薦枠の根拠

5年以上の経験を有する精神保健福祉士等について、社会福祉施設等に勤務している者と国公立病院に勤務している者の比率が、約8：2となっていることによる。

精神保健判定医(鑑定医)の推薦から名簿作成に至る事務の流れ



